

活用業務届出書

東経企営第20-180号
2021年3月22日

総務大臣
武田良太殿

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社

代表取締役社長 いのうえ ふくぞう
井上 福造

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

(1) 概要

東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、当社のIP通信網サービス契約者に対して、以下の設備を用いた業務を行う。

① 設備構成

当社の次世代ネットワーク※1と必要に応じ以下を組み合わせた構成とする。

(i) 通話転送装置

ユニファイドコミュニケーションツール（以下「UCツール」という。）を提供するサービス提供事業者が、当該サービスの契約者に対し、サービスを提供するために用いる他社アプリケーションサーバ設備（以下「他社サーバ設備」という。）と次世代ネットワーク間の音声パケットを転送するために当社が調達する通話転送装置（以下「転送装置」という。）

(ii) インターネット接続回線及び県間伝送路

転送装置において0ABJ IP電話番号と他社UCツールIDの紐付けを行うことで、他社UCツールでの0ABJ IP番号による外線発着信を可能にするための、他事業者との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線（以下「インターネット接続回線」という。）及び、県間伝送路（当社自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）に係る県間伝送路をいう。以下同じ。）

本業務の設備概要は、添付資料1のとおりである。

② 提供する業務

以下の役務を組み合わせて提供するとともに、インターネット

接続回線区間若しくは県間伝送路区間を含めた料金設定を行う。

- (i) 他社サーバ設備と転送装置との間を、他事業者との合意に基づき、公募により調達したインターネット接続回線若しくは県間伝送路を介し、転送装置において 0ABJ IP 電話番号と他社 UC ツール ID の紐付けを行った 0ABJ IP 電話の呼を転送することにより他社 UC ツールでの発着信を可能とする通話転送サービスの役務提供。
- (ii) 当該業務を提供するための、電話によるサービス契約者端末の設定支援等サポートサービスの役務提供。

なお、(i)、(ii) のサービスについては、既に市場で普及している技術を用いて、既に他の企業等が提供しているサービスと同種のものであり、サポートサービスを含めて、いずれも当社の固定電話網等の固有の機能と一体的に提供するものではない。

本届出におけるこれらの役務提供及び料金設定は当社の業務区域である東日本エリア※2において行うものである。

なお、IP 通信網サービス契約者に対して上記サービス等を提供することを目的とする他の企業等（以下「他企業等」という。）から要望があれば、上記の役務提供及び料金設定を行う考えである。

※1 総基事第14号（平成15年2月19日）及び総基事第39号（平成20年2月25日）で認可された申請において規定する「地域IP網」及び「次世代ネットワーク」とする。

※2 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項において規定する区域。以下同じ。

（2）主な業務の実施方法

当社は、IP 通信網サービス契約者に対して、当社が地域電気通信業務等を営むために保有する IP 通信網、活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）に係る県間伝送路、公募により調達したインターネット接続回線及び当社が調達する転送装置を利用し、当社の業務区域において、通話転送サービスの役務提供を行う。また、当社が調達する転送装置は、当社の IP 通信網固有の機能の利用は必須とせず、当社の IP 通信網とは別個の設備である。

なお、本業務の提供にあたっては、当社は、当社が本業務を提供する上で必要不可欠となる、他社 UC ツール ID を当該サービス契約者から入手し、当社転送装置内に蓄積の上で、当該サービス契約者に対して役務提供を行う。

また、他社サーバ設備への接続にあたっては、お客様が用意した当社の I P 通信網サービスのほか、必要に応じて他の電気通信事業者が提供する同様の電気通信回線とインターネット接続サービスを介して行うこととする。

2. 業務の開始の日

2021年4月23日(予定)

3. 業務の収支の見込み



数値は表示単位未満を四捨五入しているため、収入、費用の合計の数値と収支の数値については一致しない場合がある。

なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料 2 のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金



(2) 調達方法

内部資金による。

5. 業務を営む理由

昨今、企業の「テレワーク」「持たざる経営」「業務効率化」に注目が集まる中、全社的若しくは部分的な「テレワーク」を導入する企業が急速に拡大しており、UC ツールと 0AB-J 番号で利用するオフィスの電話機を統合して利用したいというニーズが高まっている状況。

そのニーズに応え、電話サービスの新たなご利用形態を提供することにより、テレワーク等の働き方改革の実現や、BCP 対策の充実等の ICT 利活用の推進による、柔軟かつ効率的な企業運営に貢献することを目的に、当社 IP 通信網サービス契約者に対して本サービスを提供する。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備

IP 通信網サービス、音声利用 IP 通信網サービスの提供業務を営むために保有する設備。

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響ができるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がないように対処する考えである。

なお、本業務の設備概要は、添付資料 1 のとおりである。

(2) 技術

IP 通信網サービス、音声利用 IP 通信網サービスの提供業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

IP 通信網サービス、音声利用 IP 通信網サービスの提供業務を行う組織に所属する社員。

7. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するた

めに必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務における通話転送サービス及びサポートサービスは、市販で調達可能な転送装置及び公募により調達したインターネット接続回線、若しくは自ら敷設・所有する県間伝送路または他事業者から公募により調達した県間伝送路を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。

今後、インターネット接続回線及び県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施する。また、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。

また、本業務を提供する転送装置、インターネット接続回線、県間伝送路は、既存の当社の次世代ネットワーク等とは別個に調達するものである。

次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務における通話転送サービス及びサポートサービスは、市販で調達可能な転送装置及び公募により調達したインターネット接続回線若し

くは県間伝送路を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。

また、本業務は、転送装置及びインターネット接続回線若しくは県間伝送路を組み合わせて対応するものであり、転送装置については、インターネット接続回線の公募調達においてインターフェース条件等を開示しているものである。

加えて、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

（3）必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務における通話転送サービス及びサポートサービスは、市販で調達可能な転送装置及び公募により調達したインターネット接続回線若しくは県間伝送路を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。

これらに加え、インターネット接続回線若しくは県間伝送路と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

（4）営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり

所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、本業務においても、同様の措置を講じることにより、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や事業部／支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することができないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（令和2年6月30日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

(5) 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考え方である。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考え方である。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようとする考え方である。

（6）関連事業者の公平な取扱い

本業務における通話転送サービス及びサポートサービスは、市販で調達可能な転送装置及び公募により調達したインターネット接続回線若しくは県間伝送路を用いて提供するものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

また、本業務で用いる次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

公募により調達したインターネット接続回線若しくは県間伝送路を組み合わせることで他事業者も提供可能なものであり、オープンな接続性を確保し十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考え方である。

なお、本業務を営む上で、「N T T 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定していない。

今後、「N T T 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考え方である。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

また、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、インターネット接続回線及び県間伝送路の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：

- 経営上の秘密に属する情報に該当するため。

- ・インターネット接続回線及び県間伝送路の募集案内：

- 公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘義務契約を結んだ上で、個別に開示している。

- ・社内文書・規程類等の一部：

- コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

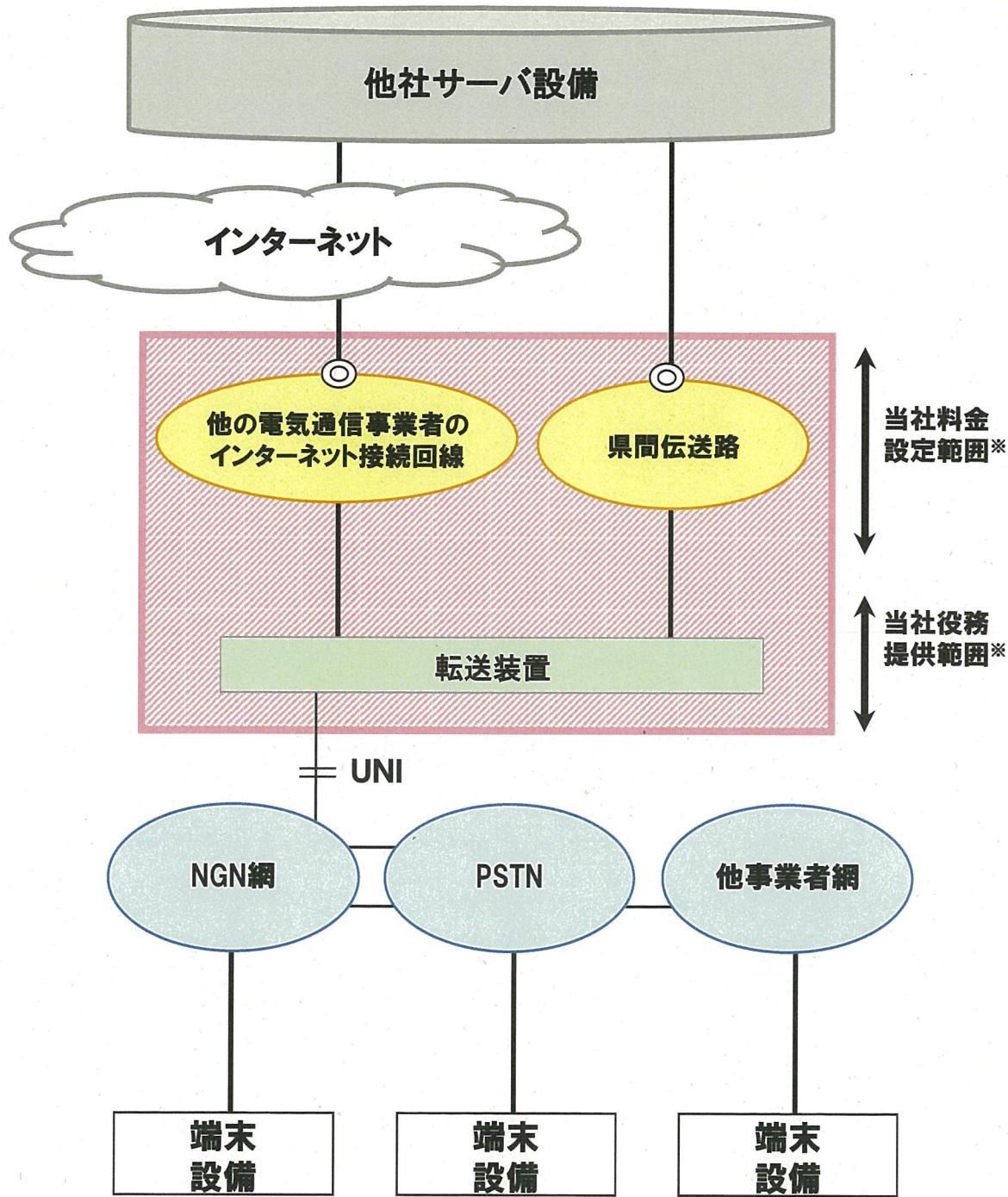
添付資料

1. 通話転送サービス、サポートサービス提供用設備の概要
2. 収支算定・費用算定の考え方

1. 通話転送サービス、サポートサービス提供用設備の概要



:網掛部分が本活用業務の対象範囲



※ インターネット接続回線(他の電気通信事業者のものを含む)を組み合わせて提供する場合の役務提供範囲、及び料金設定範囲

UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース

2. 収支算定・費用算定の考え方

【収入】

算定方法

通話転送サービスの月額利用料金に需要数を乗じて算定

【費用】

算定方法

他の電気通信事業者のインターネット接続回線

公募により選定した他事業者への支払いAC

通話転送サービス、サポートサービスの提供用装置および県間伝送路

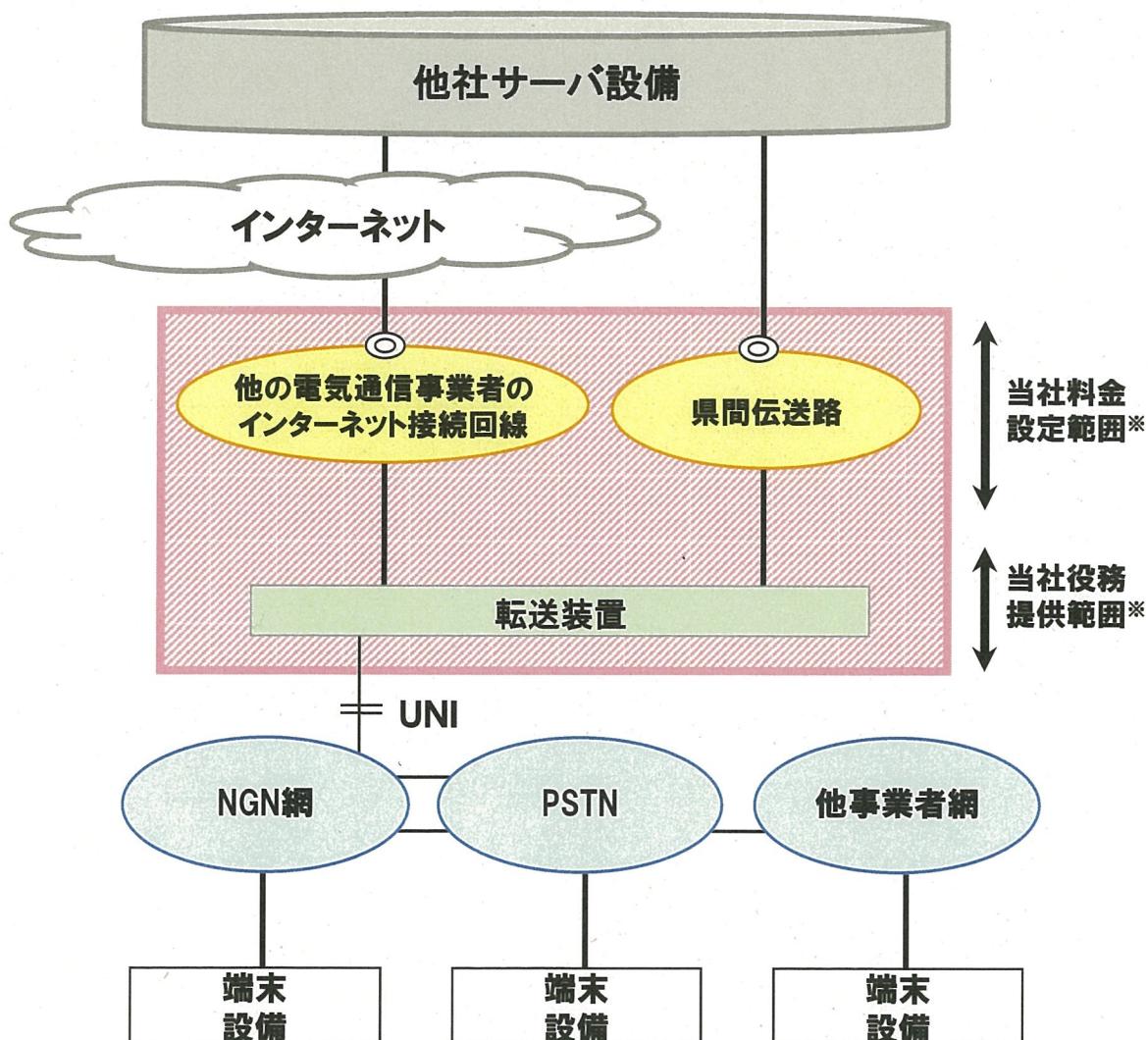
必要となる装置及び伝送路のコストを計上

営業費

対象サービスの提供に必要となる営業費

【収支対象範囲】

:網掛部分が本活用業務の対象範囲



*他の電気通信事業者のインターネット接続回線を組み合わせて提供する場合の役務提供範囲、及び料金設定範囲

UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース